

【フラット35】借換対象住宅に関する確認書の記載方法

各確認項目（7および8の確認項目を除きます。）について、確認内容欄の基準に適合していることが確認できた場合（該当しない場合を含みます。）は、内容確認欄の「適合」にチェック☑してください。確認できなかった場合は「不適合」にチェック☑してください。7および8の確認項目は、長期優良住宅であることおよび認定取得時から増築または改築が行われていないことが確認できた場合のみ、内容確認欄にチェック☑してください。内容確認欄（1、7および8の内容確認欄を除きます。）に不適合が1つ以上ある場合は、借換融資の対象となりませんのでご了承ください。

番号	確認内容	確認方法
1	<p>・確認済証※1の交付年月日が昭和56年6月1日以降であることを確認してください。</p> <p>※1 確認済証または検査済証とは、新築時に建築基準法に適合することが確認された場合に交付される書類です。「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書」と併せて、確認済証（写）または検査済証（写）を金融機関へご提出ください。</p> <p>※2 台帳記載事項証明書、登記証明書等、公的機関が発行した住宅の建設時期を確認できる書類による確認も可能です。</p> <p>【確認済証の交付年月日が確認できない場合】</p> <p>・登記事項証明書の新築時期※3が昭和58年4月1日以降であることを確認してください。</p> <p>※3 登記事項証明書の「表題部」の「原因及びその日付」欄に記載されている日をいいます。「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書」と併せて、登記事項証明書を金融機関へご提出ください。</p>	<p>次のいずれかにより確認※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認済証 ・検査済証※1 <p>・登記事項証明書により確認</p>
2	<p>【一戸建て住宅、連続建て住宅または重ね建て住宅の場合】</p> <p>・住宅の床面積が70㎡以上であることを確認してください（区分所有建物の場合で登記事項証明書により確認するときは、66.04㎡以上であれば構いません。）。</p> <p>【共同建て住宅の場合】</p> <p>・一戸当たりの床面積が30㎡以上であることを確認してください（登記事項証明書により確認する場合は、28.31㎡以上であることを確認してください。）。</p> <p>図1 戸建型式</p> <p>一戸建て住宅 連続建て住宅 重ね建て住宅 共同建て住宅</p> <p>マンションは、共同建て住宅に該当します。</p>	<p>・登記事項証明書等※4により確認</p> <p>※4 確認済証（添付図面を含みます。）または、それに代わる図面等による確認も可能です。</p>
3	<p>・次の①及び②を確認してください。</p> <p>①住宅部分の床面積が非住宅部分（店舗や事務所等の用途に使用する部分）の床面積以上であることを確認してください。</p> <p>②住宅部分と非住宅部分が、壁や建具で区画されていることを確認してください。</p> <p>併用住宅とは？ 住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことをいいます。</p> <p>図2 併用住宅</p> <p>住宅部分 ≥ 非住宅部分</p>	<p>①については、登記事項証明書等※4により確認</p> <p>※4 確認済証（添付図面を含みます。）または、それに代わる図面等による確認も可能です。</p> <p>②については、目視で確認</p>
4	<p>【共同建て住宅※5の場合】</p> <p>・3階建て以上の場合、適合の欄にチェック☑を入れてください。</p> <p>・2階建て以下の場合、火災保険証券の「構造区分※6」が、特級、A構造、B構造、C'構造、1級、2級、3'級のいずれかであることを確認してください（「省令準耐火構造」※7であることが確認できる場合も可）※8。</p> <p>【重ね建て住宅※5の場合】</p> <p>・火災保険証券の「構造区分※6」が、特級、A構造、B構造、C'構造、1級、2級、3'級のいずれかであることを確認してください（「省令準耐火構造」※7であることが確認できる場合も可）※8。</p> <p>※5 「図1 戸建型式」を参考にしてください。</p> <p>※6 登記事項証明書の「表題部（建物の表示）」の「構造」欄とは異なる場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>※7 一般火災保険における省令準耐火構造の場合は、 ・構造区分欄：「省令準耐火構造（F構造）」または「C構造（省令準耐火構造）」 ・割引欄：「省令準耐火割引」（構造区分欄は、「C構造」）と表示されるなど保険会社によって表示方法が異なります。</p> <p>※8 平成22年1月1日以後の火災保険証券の場合は、構造に関する記載事項で耐火構造、準耐火構造または省令準耐火構造であることを確認してください。ただし、「T構造」または「2級」と表示されている場合は、耐火構造、準耐火構造または省令準耐火構造ではない場合があります、その記載のみでは構造の判別ができないのでご加入の保険会社にご確認ください。</p>	<p>・戸建型式については、目視で確認</p> <p>・構造区分については、火災保険証券により確認</p>
5	<p>・原則として、一般の交通の用に供する道に2m以上接していることを次のとおり確認してください。</p> <p>① 確認済証または検査済証が交付されていることを確認してください（新築当時に建築基準法に基づく建築確認を受けている住宅はこの基準に適合しています。）。</p> <p>② ①以外の場合（確認済証または検査済証が無い場合）は、敷地が道路に2m以上接していることについて、メジャー等で測定して確認してください。</p> <p>図3 接道</p>	<p>次のいずれかにより確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認済証 ・検査済証 ・メジャー等で測定
6	<p>・建築基準法に違反する建築物等であるものとして、行政庁から是正命令等を受けていないことを確認してください。</p>	—
7	<p><長期優良住宅である場合のみ確認してください。長期優良住宅ではない場合はチェック不要です。></p> <p>・所管行政庁から長期優良住宅の認定を受けている※9※10ことを確認してください。</p> <p>※9 右記の書類に所管行政庁の名称の記載と押印があることを確認してください。</p> <p>※10 「認定に係る住宅の位置」が融資対象住宅の所在地（物件所在地）と同一であることを確認してください。</p>	<p>長期優良住宅に係る次のいずれかにより確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定通知書 ・変更認定通知書 ・承認通知書（所有権移転した場合）
8	<p><長期優良住宅である場合のみ確認してください。長期優良住宅ではない場合はチェック不要です。></p> <p>・認定取得時から増築または改築が行われていない※11ことを確認してください。</p> <p>※11 登記事項証明書の「表題部（建物の表示）」の「原因及びその日付」欄に増築または改築の記載がないことを確認してください。</p>	<p>・登記事項証明書により確認</p>

※借換融資の申込みを行う予定の住宅が「中古マンションらしくフラット35」に登録されているマンションの場合は、フラット35サイト（www.flat35.com）から「適合証明省略に関する申出書」を印刷し、当該申出書を金融機関に提出いただくことも適合証明手続を省略することができます（借換融資の場合は【フラット35】Sの適用にはなりません。）。なお、この場合は、「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書」の提出は必要ありません。